

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の方法の認可申請に関する面談(3-10)

2. 日時

令和2年7月7日(火) 13時15分～14時35分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤上席安全審査官、永井主任安全審査官、田邊係員、池永技術参与、吉村技術参与

原子力規制部 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、清水検査技術専門職

原子燃料工業株式会社

熊取事業所 環境安全部長 他11名

品質・安全管理室長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1: 熊取事業所第3次設工認 コメント対応整理、補正申請書反映状況表(R2/07/07)

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。原子力規制庁の田辺です。ただいまから原子燃料工業株式会社熊取事業所との面談を開始いたします。今回の面談の内容については、平和元年12月2日付で申請があり、例は2年6月9日、
0:00:19	例は2年6月23日に補正があった設工認の申請について実施施策を行うものになります。それではまず最初に今回の面談で、事業者からのですね今までの規制庁からのコメントに対する回答資料いただいておりますが、
0:00:37	こちらについても追加ですね補足の説明等必要なものがある場合は、御説明をお願いいたします。
0:00:48	はい。原子力規制庁ナガイです。それでは本日の面談の事実確認ですけど、本日は
0:00:58	事業者の方から前回までの面談の回答として、
0:01:04	コメントの対応整理表を提出していただきましたので、須磨それのその番号に従ってですね、幾つか不明な点を事実確認させていただきたいと思いません。
0:01:18	最初にですね、共通部分の再確認ということで前回一番2番三番ということで、資料の番号を振ってますが、お伝えして、これらについては、申請書全般を確認し対応するという。
0:01:35	ご回答いただいておりますところでなんですけど、この点については設工認の申請手続きで非常に大事な点になってきますので、くどいようなんですけどもう一度
0:01:50	お伝えをし、関連する事項もこれまでの状況も踏まえて、お伝えしておいたほうがいいかなという点をお伝えしたいと思えますので、この1230本日本日お伝えする内容について特に改めて
0:02:07	個別に何か回答して欲しいとかそういうことありませんので、まず皆さんの社内で周知していただければと思います。まず一つ目なんですけれども、懇これまでの面談で事実確認をしてきたんですが、
0:02:24	そのためにですね、強化からの変更点とかですね、設計仕様の変更ワラタニ確認されている状況にあります。で、認可を受けようとする設計については、加工事業許可申請書で、
0:02:40	品質管理については届け出もありますが、2、
0:02:44	記載した設計からの変更点については、
0:02:48	変更点リストにですね漏れなく記載し、申請に係る設計が基本的設計方針にしたかったものであることを
0:02:59	記載し説明をするようにしてください。特に遮へいの設計であるとか、今回の本日の資料にも入っておりますけれども、
0:03:09	特許化を設工認の認可基準は、許可とそれから技術

0:03:15	加工の技術基準という二つの
0:03:20	になりますので、その情報に適合しているということを
0:03:24	十分に説明をしてするようにしてください。
0:03:29	それからですね、時に以下の建物とか構築物、それから設備機器であっても、
0:03:36	加工事業の変更許可申請書に記載している安全機能を有する施設については、新規性基準に適合するよう、
0:03:47	設置施設ですね、することが求められています。
0:03:52	ですのでこれらについては設工認対象として、mol漏れなく申請をするようにしてください。
0:04:00	特に
0:04:04	遮へい
0:04:06	続いてもですね、今回安全機能にするのであればバックフィットをどういう形で
0:04:21	ですね、既設の設備も対象になりますので、よく申請漏れがないように、
0:04:24	再確認をするようにしてください。
0:04:32	それから、いろいろ面談の回答の中でもありますけど、その重量従来運用で
0:04:34	実施していた。
0:04:44	事項。
0:04:50	というような説明もございますので、そういう事項についても、新規基準に基
0:04:58	づく加工事業変更許可申請書、技術基準に
0:05:09	基づく設計であることを皆事業者の方で再確認して、
0:05:10	で設工認の申請書の本文には設計仕様ですね、位置構造強度等記載して、
0:05:25	それから、添付の書類では許可、それから技術基準に適合する設計であるこ
0:05:28	とを十分に記載して説明するように、
0:05:48	してください。
0:05:54	一部にあの既設の建物構築物とか設備機器で来認可の申請と一緒に記載し
0:06:09	た内容から変形変更がない設計で許可とか、技術基準の要求事項に
	にも変更がない。
	ということで要求事項の適合性がすでに確認されているものについては、設工
	認申請書本文ですね仕様表とか図面に既認可の内容を記載して、添付説明
	書にはその既認可の設工認申請書の認可番号等に
	トレース可能となる情報事項を記載するようにしてください。
	この場合であっても事業者の方では時加工事業許可申請書及び技術基準の
	要求事項に適合した設計及び工事の計画であることを確認して申請をするよ
	うにしてください。
	これ具体例を示しますと、ほとんどの条文が、

0:06:16	今回新規制基準で許可なり、許可ベースが変わっていたり、技術基準の要求事項そのものが、技術的にない要件として変更になっているものも数多くあるので、
0:06:31	あまり該当するものはないと思いますけれども、例えば臨海ですね。
0:06:38	計算で実施しているような場合は、
0:06:41	許可も変更がないというような場合はこれに該当するケースがあると思いますので、そういう場合には、
0:06:52	はい。
0:06:53	再度ですね、詳細な計算書とかの添付はしなくていいというケースもあると思いますので、よく確認をする。
0:07:04	それから共通事項の2番としての安全機能を有する施設についてですね。
0:07:11	各事業の変更許可申請書は技術基準で安全機能が求められる部位ですね。
0:07:19	壁とか屋根とか床とか扉とか、まあ遮へい器等ですね、については、添付2の表1-3-1からいくつか建物ごとに評価作られてますけれども、
0:07:36	建物構築物の各部位が有する安全機能という評価に漏れなく記載して各部位の位置、材料、寸法を記載するようにしてください。また、各部位に求められる安全機能の説明。
0:07:53	いましては、認可を受けようとする各部の材料、寸法とかですね、1が技術基準の要求事項に適合した設計であることを十分にかつ矛盾なく説明するようにしてください。
0:08:09	これまでの審査でも、
0:08:13	火災による、
0:08:16	その壁の材料とか下とか、
0:08:20	また、外壁であるとか内壁ですね、説明する資料によって材料が異なっていた。
0:08:28	厚さは異なっている。
0:08:31	受けられます。
0:08:34	よく社内で確認して、
0:08:40	以上が共通事項になります。
0:08:43	ここまでで何か。
0:08:45	ございましたら、
0:08:52	原子燃料工業熊取事業所のカキノキでございます。困ってるかは特にございません。

0:09:01	ではですね、原子力規制庁ナガイです。それではちょっと個別に御回答いただいた中で不明な点、その他の追加の情報等をお伝えしていきたいと思います。
0:09:15	最初にですね、ちょっとまた戻るんですけど、共通事項の2番のところで、
0:09:21	ううんと非常用設備に関してっていう中ちょっと書き、何か記載の中途半端なんですよ、これは不要ですから策。
0:09:32	この場ですね、資料から削除しなくても結構ですけど。
0:09:36	さ。
0:09:38	削除するように、
0:09:39	我々のコメントから削除。
0:09:44	それから4の
0:09:48	2番ですけれども、補足説明資料の4の
0:09:53	2です。これも事実確認なんですけど、
0:09:59	壁の位置がですね。
0:10:03	ちょっとよくわからなかった。
0:10:05	終わって、
0:10:09	これですかね、例えば、
0:10:11	この4-2の中の
0:10:15	1ページですけれども、この丸真ん中辺にもあるの。
0:10:24	○の567号。
0:10:27	とあるんですけど、この位置っていうのはどこに記載しているんでしょうか。
0:10:34	閉合原子燃料工業フジワラでございます。今ナガイさんの方でおっしゃられてるA1ページの中段にある①から⑦ですね、これがですね、資料の4ページ下の
0:10:50	そうですし、それぞれ①から⑦を記載しておりましてその壁の説明をさせていただきます。
0:11:02	規制庁ナガイです。わかりました。ちょっと4ページ目の図まで
0:11:07	できてなかった。
0:11:10	それから、
0:11:14	○なんです。
0:11:19	ここですね、遮へい機能を有する
0:11:23	壁については認可対象。
0:11:29	ことで、その位置とか構造強度を
0:11:33	明確にするようにした上でですね、臨海について委員会
0:11:44	PARをして、

0:11:45	評価していることを
0:11:52	それから、ちょっと1ページ目に戻るんですけども、
0:11:56	表1のですね、外部線量評価結果安定というふうな差が、
0:12:03	これちょっと、
0:12:04	皆さん、
0:12:08	イトウこれも確認なんですけど、
0:12:12	この表の中で、
0:12:14	■■■■■■■■■■の
0:12:18	線量がですね。
0:12:21	許可での線量評価から期首溶けたとなっているんですけども、これはちょっと
0:12:29	した結果、
0:12:31	50変更になったのかをさせ、
0:12:37	それと、続きましてですね、■■。
0:12:43	そう。
0:12:47	■■■■■■■■■■
0:12:52	3ページです。
0:12:56	どうぞ。
0:12:57	この資料だと左上に、
0:13:00	■■■■■■■■■■■をつけたんですけども、つけてある。
0:13:06	遮へいに有効な壁。
0:13:08	として評価はしている。
0:13:14	それから同じく図2のですね、詳細モデルには、
0:13:19	■■■■■■■■■■の
0:13:23	■■■■■■■■■■が
0:13:26	あるはずなんですけれども、その記載。
0:13:30	すみません。ので、
0:13:31	遮へいは非常に難しいと思いますけど。
0:13:36	構造との関連でですね。
0:13:39	再編に有効な壁であるならば、
0:13:43	があるんであれば、まあなくてもですね一応記載をするようにしてください。■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■についてを終わります。
0:13:54	■■■■■■■■■■については、
0:13:57	記載した上でですね、遮へい機能を期待する。
0:14:01	なお、

0:14:05	規制庁タナベです。ちなみに今ナガイから話ありましたがp3 ページのところ 今やに売ら記載ないですが、次のですね、4 ページ目のですね、被ばく評価の 詳細モデルのところでも、
0:14:21	実際がされてませんので、ちょっとこのところはですね、記載を加えるよう お願いします。今回は粘弾資料ということですが、実際申請書の中でもです ね、例えばこれ屋に浦邊がなかったりってということが前回、
0:14:37	今御指摘させていただいたこともあります。ちょっとそこら辺はです ね整理をして必要なところは記載をするようにお願いいたします。タナベからも 1 以上となります。
0:14:49	原子力規制庁ないです。すいません今 3 ページで説明したんですが、これは 許可での詳細モデルなので、その時にこうやったっていうのであればこのペ ージのコメントというよりは、今まで 4 ページ目の
0:15:04	今今回設工認で申請をしようとしている評価モデルについて、
0:15:14	建物とかですね、名前は漏れなく記載した上で、どう遮へいについてはどう考 慮しているのかということに記載するように、
0:15:26	実際、
0:15:27	3 ページ 4 ページ。
0:15:30	図 3 です。
0:15:34	ここについては、
0:15:35	結構大きな変更になってるんで、その説明をする。
0:15:44	ええと原子燃料工業フジワラでございます。まずですね
0:15:49	いただいたコメントについて順番に御説明させていただきます。
0:15:55	まず⑥の壁については先ほど 4 ページにすべて示しており、
0:16:02	そちらで御確認いただければと思います。
0:16:06	よろしいでしょうか。⑦ですが、今回ですね、
0:16:14	すいません資料の構成といたしましてはまずですね、2 ページが事業許可に 記載しております。概略図ですね遮へいに用いました。それを第 1 加工棟のと ころだけをですね詳細にしたものがですね。
0:16:32	3 ページに記載しておりますので当然事業許可でのものモデルですね。それ でですね今回は設工認では時許可ではですね加工施設外のものとかです ね、あと若干詳細評価でですね、支出設計で変わったところは、
0:16:52	したものが 4 ページ目のモデル図になってございます。
0:16:57	これが資料の構成でございますので 7 ページbarなのですね壁につきまして はですね、従前は保守的に見込んでいるのですが、今回、

0:17:10	実際■■■■ではなく、■■■■のところにですね見直しましたというような説明をさせていただくのですが、ここの理由と申しますと、4ページ目見ていただきますと、
0:17:26	ですね。
0:17:27	まず、この4ページを見ていただきますと、この⑦の点線を含む横1列、横1列の壁をですね、これは均一で■■■■のええともとの■■■■として見込んでおります。
0:17:46	当時ですね見込んでおりました。来指摘と申しますのはですね、例えばこの週、この周辺の壁はですねもう1本の壁だけで見込んでおるんですが実際この周囲にはですね8000円で示しますようないろいろな壁がございます。
0:18:03	これらの壁をえーとですね見込まずに
0:18:09	保守的にですね、見込んだというのがですね、3ページの図、モデル図です。
0:18:18	モデル図のほうへ簡略化モデルの場合で若干、簡略する前技術の保守的にこのようなですね、形状のものにします。実際はですね、宇宙、■■■■のうち壁があったりですねもう少しあれがあるんですが、
0:18:34	では我々そういうふうにしてですね保守的と見込んでたんですが部分的に見ると、■■■■のところがあるのであればですね、
0:18:46	所評価し直したほうがいいのではないかとということですね、この部分だけをですねサイド■■■■と置き換えてですね評価し直したということでございます。
0:19:01	よろしいでしょうか。はい、原子力規制庁の永井です。ありがとうございました。ちょっと私の方も実際確認で
0:19:12	今回の設置工事の強化を3ページの図に、
0:19:16	図の2でしたのかとか違いがありましたので4ページを見ると大体今回の評価モデルがよくわかりましたので、
0:19:28	まずわかりましたと。
0:19:30	面談の中で、今私が言った質問してしまったんで、答えていただいたんですが、いろいろ壁の厚さとかですね、罪状マスキング情報も多く、
0:19:44	この辺は、
0:19:47	いずれ補正が出てきたときにですね、補正申請のほうで確認をしていきますので、よく間違いのない下で、この材料の歳出とか厚さでこれは表
0:20:04	はい。
0:20:05	一覧のほうではきちんと呼び厚さを
0:20:09	記載した上で、

0:20:12	それよりは保守的になっているかどうかということをよく確認してください。もう一つですね、お伝えすると前科いやと確認した、これ4ページ目の図3にもある。
0:20:26	床、
0:20:28	浅羽書いてある部分もあります■とかですね評価に使っている場合、
0:20:33	こういうものもきちんと
0:20:35	今日の資料には補正の中で、どこの厚さを示しているのかっていうのわかるように、注記でですね、するようにしてください。
0:20:47	それから、
0:20:49	今回は
0:20:53	屋根については評価に算定していないようですけども、その辺も変更があるというのは、許可の変更内容にきちんと記載をして説明をするようにしてください。
0:21:08	この4の
0:21:13	4-2についてはこちらからは以上です。
0:21:19	原子燃料工業の藤原です。生徒4ページの図を見ていただければ大体ご質問の内容は理解していると思いますので1点だけですね。ええとお伝えしますと最後に御質問ありました■ですね、これを見込むようにというお話があったんですが、
0:21:38	こちらですね見込めるようなものですね、何もないというのが実態でございまして、例えば■かというですね違いますので、そこは
0:21:52	実態に合わせた生徒モデル図になってるということでございます。以上です。はい。原子力規制庁のナガイです。御説明は、
0:22:02	次が要はここは平面図になっているので、高さ方向の情報がありません。それで、特に■については、その■の扱いがですね図によってあったりなかったりしているので、
0:22:20	期待する壁がない場合であっても部屋は被災した上で、期待しないという。
0:22:28	ところがわかるように記載してくださいということですので、要は外壁が屋根なり、天井なり、どこまでわかりませんが、どういう構造になっているかっていうのもありますので、
0:22:44	で■だけでなく■もそうです。この図には情報ありませんけれども、■があたりですね、そういう部分がありますので、そこはまた別の礫もあるんですけども、
0:23:01	どうい
0:23:02	まずは記載するというので、

0:23:08	対応するようにしてください。
0:23:39	規制庁タナベです。すいません等追加履行確認図面上の確認なんですが、させていただいてもよろしい。よろしいですか。
0:23:48	こちら準備よろしいでしょうか。
0:23:56	踏査正当化コメントさせていただきますけど、提案の4ページ目ですね各種材料の壁の材質を変えていただいて、またあと考慮しない壁っていうかを書いていただいているんですけど、一応この中の凡例の中で■■■■へちよっとマスキング情報ですけど。
0:24:14	■■■■は青色の線で書いてますが、今回行って■■■■で、かつ考慮する壁っていうのは、この図面を見る限りないつまり、青色の線がないんですけど、今回はそういったものはないっていう理解でよろしいですよ。
0:24:33	考慮していない壁のところしか■■■■は使われてないっていう理解でよろ図面上は読めるんですがそういう整理でよろしいですか。
0:24:52	これ、
0:25:06	規制庁タナベですが音声聞こえていますか。
0:25:14	いや、
0:25:14	原子燃料工業フジワラです。すいません。■■■■の部分ですね、今回の
0:25:22	ちょっと工認対象の部分にはですね■■■■なくですね、今回、事業許可ですね外した部分でございます。よって評価では使っておりません。以上です。PPB-タナベベース承知いたしました。
0:25:38	そうすると記載たんすけどが青色のこの青い路線でヘルシー手間そもそもそうするとこの場で必要ないんじゃないのかなんてもんでちょっと記載の適正化ですか。これは面談資料なのであれなんですけれどもそういうのが申請書とか補正ですね、まぜて、
0:25:58	無料であればちょっとそこら辺も記載をわかりやすくするようにお願いいたします。
0:26:04	原子燃料工業フジワラです。はい、説明のために準備しておりますので、今回あの申請書にはですね、このような部分は削除した上で、記載させていただきたいと思っております。以上です。はい。規制庁タナベです。お願いいたします。
0:26:21	原子力規制庁ナガイです。もう1点だけ、それからですけど、この図はこのズーツとしてですね、いわゆる扉と開口部がある部分があると思うんですけど、あそこ。
0:26:34	圧壊については、つつ図示するとかしないというよりは、きちっとどういうふうに取り扱ったかっていうのは遮へい計算上、
0:26:54	原子炉工学のフジワラでございます承知いたしました。
0:27:07	今日、ごめんなさい番号で言うと4の

0:27:15	で、
0:27:19	補足説明資料、
0:27:22	4-6 ですね。
0:27:26	整備数で、
0:27:30	8 ページになる。
0:27:32	ちょっと先ほどもお伝えしましたけれども、まず
0:27:38	これもですね、
0:27:42	も使用に必ず入れるように、まずは入れるようにしてください、認可を受けようとする部屋があるんだということ。
0:27:55	イトウ
0:27:57	凡例の示し方なんですけれども、
0:28:01	色分けをしまして、
0:28:08	じゃあ、
0:28:13	そうですね。
0:28:15	であるとか、そう。
0:28:18	これはですね。
0:28:26	例の あるとかですね、必要があれば、これ多分、床だと思っんですけど。
0:28:35	色が塗ってある。
0:28:42	基本的にはよく
0:28:44	ちょっと
0:28:45	いるか、それから先ほどもお伝えしましたけれども、
0:28:49	安全機能一覧の方の
0:28:52	材料表示図面、
0:28:55	関連する
0:29:04	女性の方をするようにして、
0:29:07	それから引き続きまして 4 ちょっと固めていけるとこまでお伝えします。
0:29:13	それから 4-10
0:29:18	どんな
0:29:20	これ 4-12 がですね。
0:29:23	ずーっと
0:29:25	続き
0:29:29	どう。
0:29:30	GPAの再編というエクспанションジョイント
0:29:34	等ございまして、ここが前回、

0:29:39	ここにあるのかという位置が確認できなかった。
0:29:51	使用しないということで御説明いただけてますけれども、
0:29:59	ではですね、
0:30:00	また、
0:30:02	なってますけど。
0:30:04	エキスパンションジョイントが
0:30:08	火災区画の壁ってあるとかですね、安全機能、それと安全機能を有する
0:30:15	施設の一部を構築しているということであれば、
0:30:19	建築基準法とかですね障防法関係法令の適用の内容も踏まえて、
0:30:28	炉規制法の申請対象になるということであれば、位置構造強度評価を申請書に、
0:30:37	申請対象として、
0:30:39	いつ、
0:30:48	今回説明訂正が入って、
0:30:52	出ますので。
0:30:54	当然監視したんですけど、隣接の建物を
0:30:58	側にあるということであれば
0:31:00	一般建物がですね、対象外って、
0:31:07	それから4-13。
0:31:11	どうぞ。
0:31:17	6を見ても通り通り番
0:31:21	トリガー
0:31:22	例えばオノの通り記載されてます図平均-1の678ということで記載があるんですけども、その中のですね。
0:31:33	時間のピッチがどこにも記載されて、
0:31:37	すみません。いろいろ耐震計算のインプットとかですね、確認する上で重要な
0:31:44	あります。
0:31:46	どうぞ。
0:31:47	それを当然記載するした上ですね。
0:31:51	計算のインプットと整合しているということを確認をするように、
0:31:57	してください。
0:32:00	私ども、
0:32:06	4月20日
0:32:13	4-22ですね。
0:32:18	管理区域Dの区分

0:32:23	明確にするということで資料が、
0:32:26	4-20 で追加が今回の
0:32:30	回答いただいて、
0:32:33	これを確認しているんですが、管理区域境界として、
0:32:42	申請の内容にですね、いわゆる第
0:32:47	陸域の境界ですけれども、
0:32:50	線量告示に基づき、管理区域の
0:32:54	選定基準を下回るように設計しているという内容を
0:33:00	かどうかを再確認した上で説明するようにしてください。これはなぜそういこと 言ってるかということが、
0:33:08	先ほども
0:33:12	PARの ████████、
0:33:16	図があるんですけど。
0:33:17	ここはが管理区域基準は非管理区域の境界壁になってます。
0:33:26	しかしながら、
0:33:34	課税はですねさらにその外側にもあって、建物内の ████████ の非管理区域の境 界線ですね、非常にどうい
0:33:54	一応
0:33:56	私のほうから、
0:34:00	何か
0:34:09	原子燃料工業フジワラでございます。
0:34:13	先ほどの最後の御質問ですけど、現状においてもですね、当然例えば ████████ ████ すねここが境界になってる部分でございますのでこういったところ、まだ ████████ ████ 含めてですね境界になっているところはすべて
0:34:28	測定しておりますので、はい、問題なく結果を得ております。以上です。はい。 微力です。規制庁ナガイですね、今測定という話もありましたけど、特別に何 か認可を受けようとする設計ではありませんけれども、
0:34:48	添付の説明書当時ですね、どういう管理基準を設けているかとそれは保安規 定側で測定しているんであれば、その旨少し説明を加えた上で、この
0:35:03	遮へいの
0:35:06	設計で十分満足できるという旨の説明をするようにしてください。
0:35:18	原子炉工業フジワラでございます。承知いたしました。
0:35:44	これ、
0:35:46	いただいた。
0:36:12	事業者が、

0:36:17	当社が実施した評価がすでに認可された工事
0:36:34	現世の工業ワラタニでございます。承知いたしました。
0:36:45	原子力規制庁の武田。
0:36:48	／させ、
0:37:02	いや、
0:37:11	毎月、
0:37:21	(5)設計方針。
0:37:54	清涼工業ワラタニでございます。ただいまご指摘いただいた通りですが、耐震診断というのはですね、この説明にも書いてございます通り、我々はあくまでも許可基準、
0:38:08	規則に従ってこういう水平耐力の計算とPARの協力の設計というふうに睨んでやろうと思ってございます。
0:38:18	新耐震の設計の中で保有水平必要保有水平耐力を求めるのには、DSを決める必要はありますが、旧耐震の建物を、今の現行の法律に基づいてGPSを決めるということが果たして妥当性があるのかと、適用範囲あるのかと。
0:38:37	いうことを確認するためにですね、とりあえずはDSを最大値のもの 、それを目標として提案それをEsとして必要保有水平耐力を決めた上でですね。
0:38:54	それを満足するような保有耐力を確保できるような補強設計をすると、それは行かしてその方針でやってございます。ただ先ほど言いましたように、BSの現行基準の最大値をとることで、旧耐震の建物が適切に評価できるかというところ。
0:39:11	あそこをですね確認するために、耐震診断という方法でですね、この耐震診断中には旧耐震であるからこそそのBSの設定ですね。秋よるところというのをじん性資料F値というものを使ってやるんですけど。
0:39:27	それで評価した結果十分な耐震性があるということが確認できたので、BSの設定は現行基準の耐震の最大値をとっておけば十分安全ということを確認しております。あとその部材の変更というのがですね、
0:39:42	例えばなんですけれども、実の規格には載っているんですけども、流通量が極端に少ない部材ですとか、そういうものは適宜ですねほぼほぼ同じ剛性のものに変えてですね、流通量の多いものへ変更して、
0:39:59	なおかつもう一度会う体力と一次設計を見直すということでやってございまして、若干の総部材の変更というのは相当程度でございましてこれ大きく影響するかと考えてございます。以上でございます。
0:40:23	もうDSの妥当性の検証計算が大体の目的でやられる。
0:40:46	次規制庁のイケナガですけども、

0:44:11	申請諸書に記載する材料を明確にすることということで連絡をしておりましたけれども、ちょっとここについては訂正といいますかと考え方お伝えしますので、
0:44:27	特にそのその他許可で求める仕様のうち、いわゆる下安重の有無の評価で、事業者が押せ
0:44:37	許可申請書に記載したですね、さらなる安全裕度向上に関する設計仕様については、その加工事業許可申請書を踏まえて記載。
0:44:50	していただければ結構ですということです。特にドラム缶の固縛については、ソフト対応にも関連しますので、そういうソフト対応の使用については、添付資料2ですね。
0:45:06	保安規定で規定する個別設備の設計方針といいますかね、固縛の方法の方針を説明をするようにしていただければ結構ですので、ここで前回ちょっと
0:45:23	材料であるとかの資料とか教頭まで記載を求めましたけれどもソフト対応のほうに、に関連するものは、そこまでの工認申請書の
0:45:35	記載は必要とは考えませんので、改めておつってお伝えする。
0:45:45	原資がそれを公表のカキノキでございます。こちらの書き分けの件につきまして承知いたしました。
0:47:02	火災、
0:47:07	はい。
0:47:11	平成の工業ワラタニでございます承知いたしましたちょっとよく考えてですね大丈夫ですというふうな評価をつけて補正させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。
0:47:26	原子力規制庁名前です。
0:47:30	最終結論は、
0:47:34	いろんな竜巻であるとか、
0:47:37	火山灰であるとか想定したものに対して損傷しないということになるんだと思うんですけども、
0:47:46	まずですね、想定する。
0:47:48	阪手させましたら、たちまち荷重が屋根にどの程度
0:47:55	赤字額は
0:47:57	出されて、それに対して、きちんと設計をした上で、
0:48:04	御説明程度
0:48:08	使われると思いますけれども、基本的にはその結果として竜巻による屋根の例えば契約価値に対して一番厳しいところでどれぐらいの耐力なり、

0:48:21	追ってから大丈夫ですというふうな具体的な説明となるように、十分に説明していただきたいと。
0:48:43	熊取がよろしいですか。
0:48:48	シェール工業ワラタニでございます。承知いたしました。
0:49:08	／。
0:49:09	規制庁の吉村です。
0:49:12	他の耐震関係につきましては、ちょっと前回回答いただいた2-70に関しまして、
0:49:20	ちょっと2点ほど確認というか一部追加もございますが、
0:49:27	まず今回の耐震設計の基本方針、
0:49:34	ちょっと内容のまとめ方をちょっと見直すようにお願いしたいと思いますが、
0:49:39	ちょっとそんな課長。
0:49:42	まして、
0:49:43	■■■■■ですね。
0:49:45	■■■■■、これは
0:49:48	区域ですので、
0:49:50	第3類相当っていう形になると思いますが、
0:49:54	■■■■■のにつきましても、記載の追加を考え方の記載の追加をお願いしたいと思います。
0:50:03	それからもう1点なんですが、
0:50:07	これはいわゆる高構造設計基準の
0:50:13	設備と建物での委員のちょっと違いについてご回答いただいておりますが、
0:50:19	今回の建物をに関しては、
0:50:23	いわゆる昨年、
0:50:26	指針改訂だと思うんですが、高高増強許容応力度設計基準というものを建物につきましては適用されてるということですので、
0:50:39	これが
0:50:41	既存のですねその場合、旧バージョンになるかもしれません。
0:50:46	高構造設計基準からですね、今回の申請に関連する部分だけでいいと思いますが、変更っていう変更内容がっていうあるのか。
0:50:57	変更。
0:51:01	それからあと
0:51:04	当然のことこれあの許可で申請された時点、
0:51:09	の後にでてる。
0:51:11	ので。

0:51:13	2 直接的な影響があるかないかということもあるんですが、おそらく詳細設計のほうでないとは思いますが、もし許可の申請内容に
0:51:24	影響があれば、そういったものについても、
0:51:27	あるかないかということについて、確認なり御説明を
0:51:33	以上の2点。
0:51:39	ちょっと何かあれば、
0:51:41	これ、
0:51:54	すいません規制庁タナベですがちょっと発言が聞こえなかったらもう一度お願いできますか。
0:52:00	この辺り事業所のカキノキでございます。ご指摘延焼承知いたしました。よろしくお願ひします。
0:52:10	規制庁タナベ性とここまでが今までの確認事項に対する更問になりました。規制庁側から更問に関して何か追加である方はいらっしゃいませんか。
0:52:23	はい。そうしましたら追加のですね確認に移らせていただきたいと思ひます。まず規制庁タナベから一つ確認をさせていただきたいと思ひます。
0:52:36	追加の確認のまず一つ目なんですが、これはですね1回目の補正ですね407
0:52:46	3ページ
0:52:50	はい。
0:52:52	以降にあります。安全機能をですね、説明の表ですね、こちらの安全機能の表についてなんですが、こちらをですね、図面上に移していったときに、
0:53:09	ちょっとマスキングの内容になりますが、第1加工棟の [REDACTED] ですね。
0:53:18	こちらの通りの壁がですね記載がされていないように思われます。こちらの [REDACTED] でやりますので、例えばその内部火災であったりとか遮へいであったりとか、そういう安全機能を持つものだと思いますので、
0:53:36	こちらの未決したらこちらのほうですね記載を追加するようにお願いいたします。逆にこちらの壁だけが何か安全機能を持たないのであれば、ちょっとその理由というのを説明をお願いしたいと思ひます。
0:53:50	こちらの今確認させていただいてまして1点ご指摘させていただきましたが前回の面談でも何点か、例えばまあ遮へいや閉じ込めの能力の有無とかについてですね、ご指摘させていただきましたが、
0:54:08	ここだけに限らずですね、幅広く見ていただいて抜けですね、記載が抜けているかどうかで安全機能の有無についても誤りがないかどうかというのは、よく確認していただければなと思ひます。まず規制庁タナベ会場となります。

0:54:27	イチゼロ工業ワラタニでございます。こちらですね、安全機能があるとかないとか、理由なしにですねすべての壁を羅列した上で、この壁に安全機能がこういうものがあります。今後壁には安全機能ありませんというときに、今補正に向けて修正しております、
0:54:44	ちょっとそちらのほうで確認していただけたらと思っております。
0:54:47	よろしくお願いいたします。はい。規制庁タナベ承知いたしました。よろしくお願いいたします。
0:54:54	規制庁イケナガですが、追加 2 番目としましてですね、申請書のページ、50 ページの表の辺の 5-1、 XXXXXXXXXX の仕様表なんですけれども、
0:55:10	ここのですね、臨界のところになるんですが、
0:55:15	許可申請書に記載された核的制限値がありますが、臨界防止の設計仕様としてこれは当然ここに記載してされるべきものだと考えております。
0:55:29	ですから、許可された内容を踏まえてですね整理をして記載するようにしてください。
0:55:34	また
0:55:37	臨界防止に関する技術的な適合性のところですね、添付説明書にその件も記載をお願いいたします。
0:55:45	これを踏まえてですね、まず閉店定格 1000 回ということになるんですが、
0:55:52	許可申請書に記載した基本的な設計方針を踏まえましてですね。
0:55:58	個々の設備の設計資料にはですね、今回みたいところが抜けがないように、
0:56:06	他の設備も同様に水平展開をお願いしたいと思います。以上です。
0:56:15	原子燃料工業クロイシでございます。今ご指摘いただきました当該の XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX につきましては、
0:56:26	輸送容器を置く区域でございます、加工事業許可変更申請書において核的制限値は、
0:56:36	設定してございません。それを反映した使用品表といたしまして、記載をしていない。ただし、 XXXXXXXXXX でございますので、一般職のほうにその旨書いてございます。以上でございます。
0:56:52	輸送容器で担保しているということで、この保管区域には、その制限値がないとそういう理解ですね。
0:57:12	すみません。保険診療工業化協議させてちょっと聞き取れなかったりもしてお願いでよろしいでしょうか。規制庁のタケダですが、今の回答のこちらの理解なんですけども、ここは保管区域の話であって、この臨界の話は、容器で、

0:57:30	持って規制されるべきものということで記載されていないんだと、そういう理解でよろしい、そういう回答であるという理解でよろしいでしょうか。
0:57:40	その通りでございますので、ちょっと先ほど、
0:57:46	あ、あ、失礼いたしました原子燃料工業クロイシでございます。
0:57:50	ご理解で我々もいるのですけれども、そういう意味で使用表の中ではですねその他許可で求めるしようということで、
0:58:02	その旨 99-F4 という番号振っておりますけれども、その辺りで書いてございます。そして、
0:58:12	規制庁のイケナガですが、どこのコメントしたのはですね、ここ保管する機器類はですね、粉末であったり、ペレットであったり、集合体ですよ、いろいろなものがございまして、それについても、
0:58:30	記載が必要でないという、そういう
0:58:33	お考えでしょうか。
0:58:43	今原子炉容器工業クロイシでございます。今おっしゃっていただきました粉末であれば粉末の輸送容器ペレットであればペレットの遺跡集合体であれば集合体の輸送容器ということになります。その旨は、
0:58:58	その他の構成機器の部分にそれぞれ書いてございますのでこれからいただければと思います。
0:59:06	以上です。
0:59:07	考えはわかりました。こちらも検討いたします。
0:59:12	原子力規制庁のナガイです。
0:59:16	今、検討した結果で、タケダのほうからお伝えしているので、ちょっともう少し
0:59:24	まず、
0:59:26	許可時戻るんですけれども、許可申請書の 37 ページで安全機能を有する
0:59:35	安全機能
0:59:36	表がついてますので、その中で、 XXXXXXXXXX についてはそのままその他許可で求める主要というよりは、 XXXXXXXXXX を各区域の
0:59:51	設計基準内の臨界防止として、いろんな輸送物、すいません、粉末輸送容器であるとかペレット塚終了状態と輸送容器の安全機能という記載があったり、
1:00:07	あとは容器の基数についても、制限しますというような形で説明がある、ありますので、確かに部屋そのものとして何か自分でDt
1:00:23	1 回、
1:00:24	市ですね、設計はないのかもしれないんですけれども、

1:00:30	この基本的な整理として、設計基準にある許可で整理した設計基準っていうのはそう主張した上でですね、これは相当その他許可で求めるしようというよりは、許可に基づく臨界のところ、
1:00:47	基本的に受けて整理していただくというのが、
1:00:54	なんですかね、許可の設計方針に従ったものであるというふうに理解してコメントっていうか事実確認をしたものです。ですからこの辺は実はこの設備だけ。
1:01:09	██████だけでなく、今後出てくるすべての設備について、
1:01:15	皆さんのほうで理解していないということではないんですが、整理の仕方としては、基本的には許可、許可の整理に従っていく成立するというでないとなんか何でもかんでもその他許可地域、
1:01:31	そして整理されることを心配しているところなんですけど、どういう整理にしたかというのをもう一度説明していただけますでしょう。
1:01:45	原子燃料工業クロイシでございます。
1:01:47	この臨界に関する
1:01:51	制限のうち、輸送物の取り扱いをどうするかということにつきましては、
1:01:58	加工事業許可の審査において幾つかの議論 2 転 3 転した部分があって今に至ると許可に至ったという経緯がございます。
1:02:08	その中で、輸送物を置く場所区域でありますけれども、核的制限値ということで設定するのではなくて、輸送物を置くということを制限値としてではなくて気合い記載するというようなことで整理が許可に移された。
1:02:26	いうことになってございます POS 特殊な形があるかなと思います。
1:02:31	それを踏まえました今回の必要表の記載となつてございまして、ですので CAQ 的制限値としては書けない。
1:02:41	ということで、輸送物を扱うということで、
1:02:44	その他許可で求めるしようという整理をさせていただきました。以上です。原子力規制庁の永井です。わかりました。今御説明していただいた内容というのは、許可の本文とかの添付の
1:02:59	一方ですね、当然どっかに記載して賛成
1:03:05	どっかにそういう記載があるんでしょうか。
1:03:11	原子炉工事フジワラでございます。許可のですね今先ほどおっしゃられたところというのは安全機能の一覧ですが、拠点の核的制限値というところはですね、70 貯蔵設備の場合ですね。
1:03:27	72 ページから、核的制限値の一覧が載っております貯蔵設備の場合ですね。

1:03:34	最終的にですね許可での臨界の対象じゃないということですね、ここにはですね、結局載せなくしております。つまりですね、輸送容器はですね輸送容器のほうで許可を持っておりますので、
1:03:51	はい。
1:03:53	脱それぞれですね、71 ページのですね、評価事業許可 70 ページですけど。
1:04:03	大光ような 4 業務の生かします 5 行目のですねまた以降にですね。ええと記載しております。
1:04:12	告示に基づいて臨界安全性が確認されたのみのもののみを取り扱うということですね許可のほうは最終的な記載にしております。以上です。
1:04:23	はい。原子力規制庁ナガイです。御説明の内容は理解しました。今適合性説明の中で、その部分も引用しているんであればそれは我々の方か。
1:04:40	確認させてもらいますので、もし今の御説明がされてないようであれば補正のときに、今の御説明がを反映するようにしてください。ちょっと我々のほうでも見きれてないのがあったかもしれませんが、
1:04:56	今の御説明で理解しました。
1:05:02	原子炉工業フジワラです。補正のほうでですね最終的に盛り込まさせていただきます。以上です。
1:05:15	すみません。
1:05:22	すみません。
1:05:46	ここで、
1:05:48	ほとんど附属
1:05:57	一番最後の
1:05:59	消火設備
1:06:13	平成
1:06:41	図の
1:06:45	個別の
1:06:48	ちょうど天井せ、
1:06:58	ところで、
1:06:59	天井冒頭に設置している設備、
1:07:19	いつ、
1:07:22	いや、
1:07:24	ページ
1:07:33	記載されているんですけど。
1:07:59	なお、
1:08:08	4、

1:08:20	ここで所内携帯電話PHSアンテナっていうのがあるんですけど。
1:08:27	どうぞ。
1:08:28	規模が増えておりまして、図面、
1:08:33	いや、
1:08:41	最後、
1:08:51	一方で、
1:09:06	43 ページ。
1:09:10	むしろ、
1:09:16	記載がされているんですが、
1:09:18	この竜巻
1:09:29	について、
1:09:31	保有水平耐力が記載
1:09:34	そこについて説明をお願いします。
1:09:38	中でちょっと
1:09:40	質疑
1:09:41	／思い
1:09:42	以上でございます。
1:09:54	原子燃料工業の井上でございます。
1:09:57	今までのまず屋外消火栓のことなんですけれど、誤開消火栓は第 1 加工棟の外壁に設置するということで考えてございます。ですので、まだ 1 時間ごとに設置するということになると考えております。
1:10:14	どうぞ。
1:10:17	屋外消火栓。
1:10:18	についてあわせ承知いたしました。
1:10:22	続きましての天井報道のことなんですけれど。
1:10:26	天井ボードなんですけど天井ボードにするための
1:10:32	口があります。弊社の場合ですね、口がオギヤですね、時出入口が四角いので持ってございます。そこから天井ボードの上、屋根裏に入りまして
1:10:47	火災検知とか設置するということになっておりますネットという工事をする予定でございます。
1:10:53	事業許可の図にも書いてますけど天井裏にも火災検知器、
1:10:58	今現在ありますので、それが通ってる進行性もそこでしてます。そこら辺から進行性については、
1:11:06	出し入れするということで考えてございます。
1:11:17	規制庁、

1:11:20	はい、厳正な以降ぐらいでございます。承知いたしました。
1:11:26	原子燃料工業クロイシでございます。
1:11:29	次の 246 ページ使用前検査という要望に関しましては、ご指摘の通りではございますが、
1:11:38	歳出 6 月 23 日、第 2 回目の補正申請をさせていただきましたものの中で修正をさせていただいておりますのでそちらを御確認いただきたいと思っております該当箇所はですね
1:11:51	別添 311 が補正前 32 が補正後ということで 246 ページ補正させていただいております。以上です。
1:12:02	とりあえず、
1:12:09	続きまして、原子燃料工業のカキノキでございます。数理を 4-1-2 のの大変失礼いたしました。補正予算、
1:12:19	それを明確に全面的な内容器をつけて補正いたします。
1:12:26	規制庁、武田です。わかりました。お願いいたします。
1:12:31	続きまして原価ワラタニですけれども早稲田大学の件ですけれども、耐震性の評価のほうではですね。各項目ごとというふうに各項目が負担している荷重をベースに、必要保有水量を求めて各項目がそれを超える設備とか、
1:12:49	確保できているということを確認してございます。一方ですね竜巻のほうはですね、あの建物総面積基準面積ですね、そこに作用する総風ふうふう圧力でですね。
1:13:02	それと各項目のフレームの総保有水平耐力まあ層ごとのといたしますか、一層目の保有水平耐力OKという比較の仕方をして、今現在はしてございます。
1:13:17	屋根面がですね号証仮定が成立する労働剛性が高くはないんですけれども、基本的には、水平面ブレース入ってございますので、変形量の大きなフレーム構面が生じますと、当然ブレースを伝って両サイドのフレームの流れでいくということで、
1:13:35	竜巻のほうに関しましては、走時不面積に対する竜巻荷重と各フレームの総合的な映像保有水平耐力を比較するという手法をとってございます。以上でございます。
1:13:51	委員長武田です。はい、わかりました。
1:13:59	だけど、
1:14:01	3 ページの耐震のほうは設定振り分け方で保有水平大分出されてる
1:14:07	出していただくと思うんですけれど。
1:14:16	そういう

1:14:22	決してワラタニでございます。保有水平耐力そのものはですね■■■■のほうは設定の振り分け方で基本的には最大応力度比が1になった部材が生じた時点を保水平であるとして計算してございますけれども、
1:14:38	■■■■層部分ですね、■■■■とか■■■■とか■■■■っていう廃棄物補足あると思うんですけど、そこに関しましては一貫計算で出しております。ちょっと先ほど説明のほうにもありました通りですね■■■■の部分という増分1ゾーニングして破綻荷重を振り分け
1:14:58	っていう計算してございますので、その辺もう少しわかりやすく修正した上で補正させていただきたいと思えます。
1:15:06	以上でございます。
1:15:18	すいません。規制庁タナベですねちょっと一行建てたからの質問でプラスでお伺いしたいんですけど、所内の通信連絡設備としてピッチがPTSですね、多くということになっているんですが、許可のところで通信連絡設備は多重性を持たせるってことは規制
1:15:38	されていますが、今回第1加工棟で考えられているのは今回記載されているようなPDSとあと放送設備ですかって言うふうになんか二つを考えているって理解でよろしいでしょうか。例えばその許可で記載されているは他にもですね、固定電話、
1:15:58	やったりとか、あとは無線設備ですか、そういうようなものを例として挙げられていましたが、こちらについては第1加工棟ではおかないというか設置されないという理解でよろしいでしょうか。
1:16:14	原子燃料工業の井上でございます。その理解でよろしいでございます。以上ですはい規制庁田辺です。承知いたしました。ありがとうございます。
1:16:24	そうしましたら規制庁側からほかに追加で確認事項ある方いらっしゃいますでしょうか。はい。原子力規制庁ナガイです。ちょっと1個前のを確認を求めてですけれども、
1:16:39	竜巻の評価で保有水平耐力との
1:16:44	与え等を比較して、
1:16:48	確認していると。
1:16:51	今回、今ベースとなった2次補正の43、3ページの評価が添付のほうに落ちてきますので、耐震については3類の建物ですので、計算は、
1:17:08	方針だけの説明になってくるかと思う。
1:17:14	発番
1:17:15	表カーとかですね、そういう結果を確認しないと。

1:17:23	確認しないというかそういう説明をいただく際にはですね、細かな計算過程は先ほどの質疑応答の事実確認の中で、あったような補正に反映していただいて説明していただくとともにですね。
1:17:41	計算の結果だけは
1:17:45	答弁保有水平耐力その結果、こういうふうの評価したらこういう
1:17:51	した結果の保有水平耐力であるということは、判定基準になります設計基準内の判定基準になりますので、
1:18:00	そこだけはですね、あの結果だけでも結構ですので、明確に
1:18:07	添付の2種類の中に入ったとしても、
1:18:11	記載するようにお願いします。
1:18:16	下水の工業ワラタニでございます。本日お送りしてございますですね補足説明資料のほうへとページいたしますと30ページですか。あら確かにあの方針という事で基本方針をちょっと整理させていただいた上でですね。
1:18:33	評価の結果というのは竜巻等の比較もございますので、30ページでございますように2次系に設計の計算結果という形で残した上で申請させていただこうと考えてございます。よろしく願いいたします。
1:18:51	はい規制庁タナベですとかよろしいでしょうか計算がわかるときに、
1:18:56	はい。
1:18:56	承知いたしました。そうしましたら今回のですね準備しましたコメント事項については以上となります。熊取側からですね、何か発言等はございますでしょうか。
1:19:15	原子炉こういうフジワラでございます。今回いただきまして確認事項ですね、これにつきましては別途回答書を準備するということではなくも我々のほうで補正申請書に盛り込んでですね。
1:19:31	最終的に反映箇所一覧というところに盛り込んだ資料含めましてお出しするという形で特に面談は、回答したという面談は不要ということでよろしいでしょうか。
1:19:45	はい。規制庁タナベです。その御理解で大丈夫ですので補正に反映するようにお願いいたします。
1:19:53	原子燃料工業フジワラでございます承知いたしました。はい。そうしましたらこちらの確認事項については以上となりますので、本日の面談をこれで終了させていただきたいと思えます。
1:20:07	ありがとうございます。はい。いやこれにて面談終了させていただきます。本日おつツア一全然ナガイです。今、

1:20:17	回答した通りで結構です補正していただくんですけども、最初にもう共通事項でお伝えしましたけれども、よく整理していただいてですね、何とどういう設計で認可を受けようとするのかと。
1:20:34	いうところが本文資料表とか図面材料し一覧にですね、漏れなく記載されているかを社内の方でよく確認していただいて、その点については、もちろんチェックしていただく方もそうですけれども、
1:20:52	図面とか使用表を作成する方にもよくご理解していただいた上で、漏れのないようにですね、していただいて、補正をしていただくと、今日、各事実確認した回答については、
1:21:09	特に面談は必要ないんですけど、補正後の面談でこの教授をお伝えした内容の回答はこういうふうに反映してますというような、もうそれは補正に反映すればその該当ページで結構ですので、回答いただくようにしてください。
1:21:27	以上です。
1:21:33	原子炉こういうフジワラでございます承知しました。
1:21:38	はいそうしましたらこれにて面談のほう終了させていただきます。本日はお疲れ様でした。
1:21:43	すいませんよろしいでしょうか。はい。
1:21:46	一応ですね前回の面、